

令和6年度グリーン購入法に係る 特定調達品目の検討方針等（案）

1. 令和6年度における検討方針等（案）
2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

令和6年7月24日

1. 令和6年度における検討方針等（案）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

- ① 2段階の判断の基準（基準値1,2）等の更なる活用方策に係る検討
- ② 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理
- ③ プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に係る検討
- ④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

- ① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充
- ② モノの調達からサービスの調達へ

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

① 2段階の判断の基準（基準値1，2）等の更なる活用方策に係る検討

- ➡ 基準値1，2の趣旨を踏まえながら社会情勢・関連施策等への着実な対応
 - 更なる環境負荷低減が見込まれる製品・サービスへの対応
 - GXの進捗に伴う新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等（グリーンスチール/CO₂吸収型コンクリート等）の需要拡大が課題
 - グリーン購入法の判断の基準の運用に当たっては、2段階の判断の基準を設けて、より高い環境性能へのレベルアップを推進してきたところであり、こうした**先端的な製品・サービスをまず基準値1に適切に位置づけ、又は配慮事項も活用すること**で、公共調達分野でも需要拡大に寄与
 - 以下の取組を通じた2段階の判断の基準の積極的な運用
 - より高い環境性能として国等の機関が推奨する製品等に関する情報収集
 - 新たな環境物品等の開発に積極的に取り組む事業者等からの提案を喚起
 - ➔ **本年度からより高い環境性能を有する製品等（基準値1）の提案を受付**
 - 後述1.2の「より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応」及び1.3の「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応」とも連携

「**2段階基準活用懇談会**」の設置及び懇談会における重点的な検討（環境配慮型の公共調達による市場・需要の創出に向けた検討）

- 上記を踏まえた対応として、必要に応じて基本方針及び「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」「特定調達品目の見直し等に関する方針」への適切な反映

【参考】判断の基準及び配慮事項の定義等

- 特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもの
- 環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する
- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定する

判断の基準		グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値	基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
	基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項		特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

【参考】プレミアム基準の考え方（2段階の基準）



- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等による**市場の牽引・イノベーションの促進**を図るリーダーシップ的な基準 **【調達側】**
- 物品等の製造・提供事業者にとって**環境配慮の先進性を訴求・差別化**するための開発目標となり得る基準 **【供給側】**
- 将来的（2,3年ないし5年程度を目途）に特定調達品目に係る**判断の基準等**として位置づけられる可能性のある基準 **【インセンティブ】**

■ 特定調達品目に係るプレミアム基準設定の要件

(1) 現行の判断の基準の強化（数值的強化等）

- 他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準の準用
- 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準強化（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む）（数値強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要）

(2) 新たな評価軸の追加

- 新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）の追加
- 配慮事項の判断の基準への格上げ

(3) 自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言
- 基準への適合について第三者等の実施する認証制度等による確認

(4) 他の環境施策との連携強化による相乗効果

- 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認定等

【参考】2段階の判断の基準の設定品目及び概要

分野	品目	基準値1の概要及びプレミアム基準の要件等
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 ➔ (4) 他の環境施策との連携による相乗効果 (CFP)
電気冷蔵庫等	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫の年間消費電力量が基準値2の100/105 ○ 電気冷凍庫の年間消費電力量が基準値2の100/110 ➔ (1) 現行の判断の基準の強化 (数値的強化)
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	○ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成 (ビル用マルチエアコンは冷媒のGWPに係る基準達成でも可) ➔ (1) 現行の判断の基準の強化 (数値的強化) ➔ (2) 新たな評価軸の追加 (ビル用マルチエアコンについては配慮事項の格上げ)
照明	LED照明器具 (投光器及び防犯灯を除く)	○ エネルギー消費効率が基準値2の120/100 ➔ (1) 現行の判断の基準の強化 (数値的強化) ➔ (2) 新たな評価軸の追加 (各種制御機能など省エネルギー効果の高い機能の具備、配慮事項の格上げ)
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	○ 電動車等 ➔ (4) 他の環境施策との連携による相乗効果 (自動車の電動化推進)
	タイヤ	○ 転がり抵抗係数が7.7以下 (基準値2は9.0以下) ➔ (1) 現行の判断の基準の強化 (数値的強化)
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 ➔ (4) 他の環境施策との連携による相乗効果 (CFP)
設備	太陽熱利用システム	○ 集熱器の日集熱効率が区分別の基準値2より強化 ➔ (1) 現行の判断の基準の強化 (数値的強化)

第6次環境基本計画等の関連計画・施策等を踏まえ、2段階の判断の基準の設定により更なる環境負荷低減が見込まれる製品・サービスへの対応について検討

○ グリーン購入法の担うべき役割の再整理、2段階の判断の基準の活用方策

➡ 公共調達としての役割、より高い環境性能に基づく基準の設定の考え方等

- ✓ 新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品・サービスの需要拡大を図る観点から、**特定調達品目の選定の考え方の整理（原則と例外）、2段階の判断の基準等の設定項目や設定レベルの考え方の整理※、他の環境政策との連携及び制度の運用のあり方等**について幅広い観点から議論を深化
 - ※ 例えば先端的な製品・サービスについて基準値1や配慮事項への位置づけによる市場・需要の創出等
- ✓ **基準値1による率先調達の推進方策、基準値1から基準値2への移行タイミング等**について検討
- ✓ 併せて、**適切な時期に製品・サービスのGX価値の評価に関する考え方等**について検討

➡ 必要に応じた運用、指針等の見直し

- ✓ 上記の役割、考え方等の議論を踏まえ、特定調達品目の選定や判断の基準等の設定に係る運用を見直す必要がある場合は、**基本方針をはじめ、「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」「特定調達品目の見直し等に関する方針」への適切な反映・見直しの実施**

➡ 地方公共団体・民間等への波及

- ✓ 国等の機関に限らず地方公共団体や民間等に波及効果が見込まれる製品等の調達に向けた考え方についても整理

➡ 国等の機関における2段階の判断の基準による調達実績の把握等

- ✓ 既に2段階の判断の基準が設定されている品目の調達実績を把握の上、判断の基準（基準値1及び基準値2）の適切性を確認・検証
- ✓ 検証等の結果の2段階の判断の基準等の項目、設定内容等へのフィードバック

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

② 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理

- 第五次循環型社会形成推進基本計画（案）に基づき、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる**全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理**を行い、高度なりサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価

③ プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に係る検討

- 設計認定基準の議論の進捗を踏まえて、必要に応じて「プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」で議論する予定

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

➡ 判断の基準又は配慮事項としての設定

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 令和6年度の見直し品目をはじめ、既にカーボンフットプリントを算定した製品等又はカーボン・オフセットされた製品等が存在する品目への拡大
 - 業界団体等への依頼、提案募集を含めた情報収集等

➡ カーボンフットプリントガイドラインを踏まえた対応

- 「カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）」を踏まえた対応の検討
 - ガイドラインに整合した算定及び検証等の判断の基準等への反映方法の検討
 - PCR等の製品別算定ルールが策定された品目※への対応等の検討
- ※ コピー用紙・印刷用紙、文具・事務用品、オフィス家具及びソフトウェア

【参考】認定プラスチック使用製品への対応

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定

設計認定を受けるに当たって適合すべき
事項の検討

業界団体、経済産業省
事業所管省庁

「設計認定基準WG」での設計認定基
準の策定

経済産業省
事業所管省庁

プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請

プラスチック使用製品製
造事業者等

審査・設計認定（認定プラスチック使用
製品への認定番号付与等）

経済産業省
事業所管省庁

設計認定基準が策定された場合は
専門委員会において対応を検討し
特定調達品目検討会に報告・議論

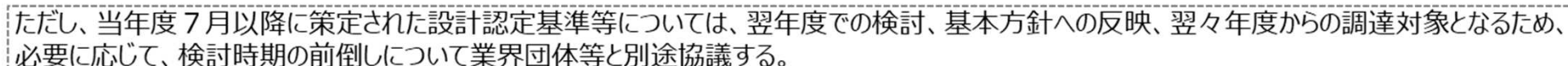
プラスチック資源循環法
第10条第1項

グリーン購入法基本方針の改定

特定調達品目検討会

認定プラスチック使用製品の調達に
関する専門委員会

 環境省
Ministry of the Environment



製品分野ごとの設計認定基準が策定された場合はグリーン購入法における認定プラスチック使用製品への対応について検討。また、検討に当たっては別途設置する2段階基準活用懇談会における議論を踏まえ実施（役割分担）

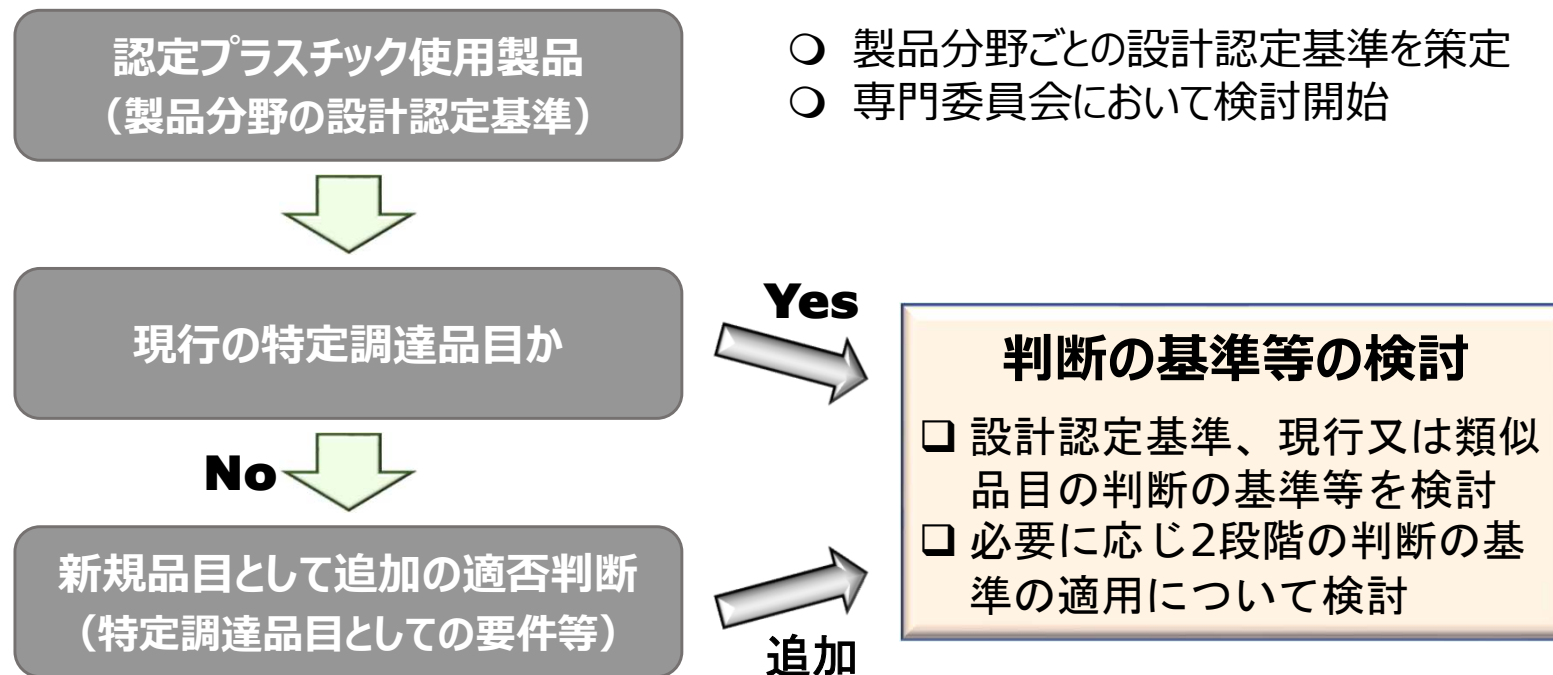
○ 特定調達品目の場合の判断の基準等の考え方の検討

- ➡ 当該品目に係る設計認定基準及び現行の判断の基準等に照らした判断の基準等の考え方の整理
 - ✓ 認定プラスチック使用製品が既に現行の特定調達品目である場合にあっては、当該品目に係る設計認定基準及び判断の基準等をベースに判断の基準等の設定について検討
 - ✓ 必要に応じ、2段階の判断の基準等の設定項目や基準レベルの考え方の整理（2段階基準活用懇談会における議論）

○ 特定調達品目以外の場合の配慮のあり方の検討

- ➡ 特定調達品目としての追加の適否の考え方の整理
 - ✓ 認定プラスチック使用製品の需要拡大を図る観点を重視しつつ、特定調達品目の選定の考え方の整理（原則と例外※）
 - ※ 原則的な考え方としては「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」に示された検討に当たっての主要な観点、配慮すべき事項等を参考。また、例外的な取扱いを行う場合の考え方・要件等を検討
- ➡ 製品分野ごとの設計認定基準を踏まえた判断の基準等の検討
 - ✓ 特定調達品目として追加する場合の判断の基準等のうち、プラスチックの構造・材料に係る判断の基準等については、当該品目（製品分野）の設計認定基準をベースに検討
 - ✓ プラスチックの構造・素材以外の環境負荷項目に係る判断の基準等の設定可能性の検討
 - ✓ 必要に応じ、2段階の判断の基準等の設定項目や基準レベルの考え方の整理【再掲】

- 認定プラスチック使用製品のグリーン購入法における配慮に関する検討の流れの概略は、以下のとおり
 - 特定調達品目の場合は設計認定基準及び現行の判断の基準等を基本に新たな判断の基準等を検討
 - 特定調達品目以外の場合は新規品目として追加する必要性の検討及び必要な場合は設計認定基準及び類似品目の判断の基準等を基本に当該品目に係る判断の基準等を検討
(特定調達品目として追加しない（対象外）場合は認定プラスチック使用製品として調達を促進)



※ 対象外と判断した場合は、認定プラスチック使用製品として各機関において調達を促進

【参考】CFP等の判断の基準等への設定状況

CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット	閣議決定年月 ^{注3}
文具類	配慮事項	—	令和5年2月
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
コピー機等3品目 ^{注1}	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月
テレビジョン受信機	配慮事項	—	令和5年2月
電気便座	配慮事項	—	令和5年2月
温水器等4品目 ^{注2}	配慮事項	—	令和5年12月
LED照明器具	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
消火器	配慮事項	—	令和5年2月
タイルカーペット	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月

注1：コピー機等3品目は「コピー機」「複合機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」

注2：温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：閣議決定の年月は新たに判断の基準等に設定した時期。コピー機等3品目は1年間の経過措置を設定しており、令和6年度から運用を開始

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充

- ➡ 更なる温室効果ガス削減やカーボンニュートラルを見据えた品目に係る検討
 - 再生可能エネルギー等の導入拡大に貢献する品目の検討
 - 実用段階にある脱炭素製品等の率先調達に向けた検討
 - 例えば「定置用蓄電システム」などの調達に向けて検討を実施
 - 更なる検討に当たっては、本年度中に改定が予定されている地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の見直し内容との整合が必要

② モノの調達からサービスの調達へ

- ➡ 物品の役務（サービス）への移行（物品との併用）
 - 役務（サービス）として調達する品目等の整理・検討
 - メンテナンスを含むリース、レンタル契約の割合が高い品目、シェアリングが可能な品目、リペアサービス等について調達が少ない場合にあって可能性を含め検討
- ➡ 情報化の進展に伴うサービス等
 - 特にICT関連のサービスに係る品目の検討（サーバやDB等の外部委託等）
 - 例えば今後電力需要が大幅に増加すると見込まれる「クラウドサービス」について令和6年度において更なる検討を実施

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

➡ 国等の調達に限らない対象品目・基準等の可能性の検討、情報提供等

- 地方公共団体による調達が多い品目・地域の特性に応じた品目等に関する検討、例えば地産地消を推進するための品目・基準等の設定例の提示等
 - 令和5年度における地方公共団体のグリーン購入法に関する調査結果※を参考
- ※ 都道府県が認定するリサイクル認定製品、地元で採れる材料を活用した地産地消につながる製品、特定調達品目以外の文具などがあげられている
- 過去に実施した実務支援、事例集作成のみでは十分な成果が得られていない状況を踏まえ、都道府県基準を参考とした調達、都道府県が主導する共同調達の導入検討
- 規模（人口、予算等）が大きい、グリーン購入の取組未実施の地方公共団体を対象とした調査、当該調査結果を踏まえた改善案の検討

② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

➡ 環境物品等の選択容易性の向上

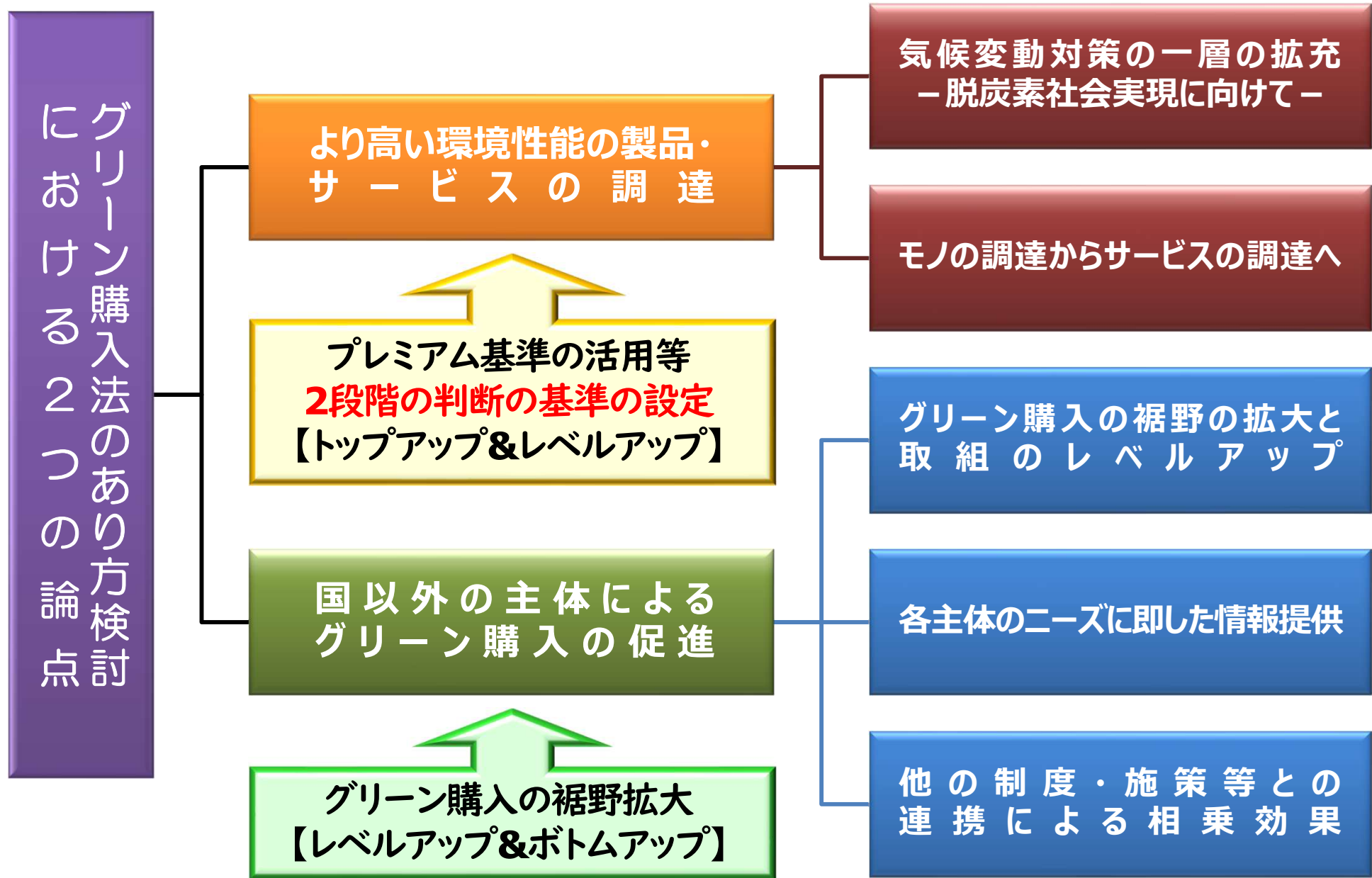
- 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
 - 令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、令和5年度2品目
- 令和6年度の見直し品目についても引き続き環境ラベルの活用について検討
- 環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供
 - エコマークをはじめ、第三者機関による国際的な環境ラベル等の活用による消費者のライフスタイル転換や企業の環境配慮活動など行動変容を促す方策の検討

【参考】タイプⅠ環境ラベルの活用

- これまでに判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野又は品目は下表のとおり（**108品目**）
 - ✓ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること
- 令和6年度は見直し品目を中心に環境ラベル（エコマーク）を活用を推進。見直し品目以外についても引き続き活用を検討

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー

あり方検討における2つの論点に関する対応について



- 特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的とする旨が基本方針に記載されているところ
- 例えば、特定調達品目の選定に当たっての考慮事項については、「より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点」及び「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点」への対応と関連

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方（抜粋）

参考資料 2 参照

1. 「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること（略）
- ② 環境負荷低減効果が確認できること（略）

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- ・ **国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないもの**
- ・ 国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関において多くの調達があるようなものについては、その機関の調達方針において対象品目とすることを検討
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

【以下略】

1. 令和6年度における検討方針等（案）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

- ① プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等に係る検討
- ② マスバランス方式を用いたプラスチック使用製品に係る検討
- ③ カーボンフットプリント等に係る取組の促進
- ④ 2段階の判断の基準（基準値1,2）等の更なる活用方策に係る検討

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

- ① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充
- ② モノの調達からサービスの調達へ

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

- 提案募集 **5月14日～6月21日**
- ◆ 特定調達品目検討会（第1回） **7月24日**
- 2段階基準活用懇談会（2回程度） **8月～10月**
- 認定プラスチック使用製品専門委員会 **（必要に応じて開催）**
- ◆ 特定調達品目検討会（第2回） **10月中旬**
- 各省事前協議 **10月下旬～11月上旬**
- パブリックコメント **11月上旬～12月上旬**
- ◆ 特定調達品目検討会（第3回） **12月中旬**
- 各省協議 **12月中旬～**
- 基本方針閣議決定 **1月下旬**
- 基本方針説明会（6箇所7回※予定） **2月上旬～3月上旬**

※ 東京都（2回）、北海道、宮城県、京都府、岡山県及び熊本県（各1回）＋ウェビナーによる説明会

● 第六次環境基本計画（令和6年5月） 第2部第2章1（3）

- ✓ （公共調達による市場・需要の創出等） 環境配慮型の公共調達を増加させていくことは、既存の製品・サービスの普及を通して、市場・需要の創出につながる。自然資本投資の拡大に呼応し、最先端の脱炭素製品・技術に対する初期需要を我が国全体で喚起・創造することも重要である。少数企業しか応札できない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービス※について、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が率先してこれらの製品・サービスを調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献し、企業が「経路依存性」や「イノベーションのジレンマ」に陥らずに、これらの製品・サービスを開発・社会実装・普及する取組を後押しする。グリーン購入法・環境配慮契約法、政府実行計画、地方公共団体実行計画等の枠組みを活用し、各府省庁が連携して次世代型太陽電池の需要創出等に取り組み、公共部門が牽引して社会全体の排出削減を推進する。

※ 例えば、グリーンスチール、CO2吸収型コンクリート・カーボンリサイクルセメント、ペロブスカイト太陽電池、e-methane、e-fuelなど

● 第六次環境基本計画（令和6年5月） 第2部第2章5（1）

- ✓ （需要の創出と価値観のシフト） 政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が最先端の脱炭素製品・技術を率先して活用することで、社会実装を後押しするとともに、「デコ活」により消費者の意識変革や行動変容を促していく。

● 第五次循環型社会形成推進基本計画（案）～循環経済を国家戦略に～ 5.2.

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。さらに、より高い環境性能を示す基準の積極的な活用等によって、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献し、これらの開発・社会実装・普及を支援する。また、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る。

- **ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～（令和6年3月）6.(1)②**
 - ✓ 自然資本への負荷の低い商品・サービスの普及拡大を後押しするため、国・地方公共団体の様々な事業等において自然資本の価値評価を活用することが考えられる。既に自然資本の価値評価が含まれているものとして各種認証品があり、これらの認証品の公共調達における活用を検討することは効果的である。一方で生産現場の最上流まで遡って厳格に審査する必要性等から、認証費用が高く、商品・サービス自体も高価になってしまうケースがあり、市場への普及にはハードルがある。バリューチェーンの最上流に遡ってその自然資本への負荷や地域社会に及ぼす影響を把握するために必要なコストは、本来必要なコストであり、効果の見える化、情報開示の推進等によるバリューチェーンの各主体の行動変容等を通じ、商品・サービスの価格への内部化を目指す必要がある。一方、トレーサビリティの確保やモニタリング技術の向上と組み合わせて、自然資本の価値評価の効率的な組み込みが可能となると考えられる。
- **脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月）5.(2) 2)**
 - ✓ グリーン製品の市場拡大やイノベーション促進のための需要創出が、GXの実現に向けては鍵となる。既に市場に一定程度普及している低炭素製品については、官民による調達を更に拡大するため、カーボンフットプリント、環境ラベルの活用等を進めるほか、グリーン購入法等において調達すべき製品の判断基準や算定方法等について、見直し、検討を行う。また、革新的技術・製品の需要創出のためには、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与など、購入主体等の特性を踏まえつつ、需要を拡大するための適切な方策を検討する。
- **GX 市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）（令和6年3月）2.2.1.**
 - ✓ 日本のグリーン購入法に基づく政府調達において、GX価値を有する（削減実績量や削減貢献量の大きい）製品を優先調達する対象に位置づけることや、環境配慮契約法に基づく契約において、GX価値を有する製品の活用を事業者の取組として評価することなどにより、これら製品の市場におけるプレゼンスを高め、企業の脱炭素投資を呼び込む好循環を促すことも期待される。こうした点に鑑み、グリーン購入法の特定調達品目及びその判断の基準や、環境配慮契約法の基本方針におけるGX製品の位置づけについて、特定調達品目検討会や環境配慮契約法基本方針検討会による検討が期待される。